

行政視察報告

(地域振興委員会)

<視察目的>

- 林野率の高い安来市において荒廃竹林対策は長年の課題となっている。荒廃竹林解消と竹資源活用について、官民で連携して推進している山口県宇部市の「山口うべ竹エコシステム協議会」の取り組みを伺う。
また、協議会の構成員であり竹の伐採から再利用までを行っている三輝トラスト株式会社の工場で実際の工程を見学する。
- 今年度より安来市において市道草刈手数料が制度化された。先行事例として、以前から同様の制度で市道だけではなく一部の農道や林道も自治会で草刈等の管理を行っている岡山県高梁市の取り組みを伺う。
- 安来市における農地の権利等取得の下限面積は50aであるが、特に小規模農地の多い中山間地においては新規就農の足かせとなるケースがある。下限面積緩和の事例として、地域の実情に合わせて下限面積を設定している鳥取県鳥取市の取り組みを伺う。

<視察概要一覧>

視察月日	視察先	視察施設	視察内容
7/24	山口県宇部市	三輝トラスト株式会社	山口うべ竹エコシステム協議会について 竹資源活用の取り組みについて
7/25	岡山県高梁市	高梁市役所	道路維持管理作業報奨金について
7/26	鳥取県鳥取市	鳥取市役所	農地取得の下限面積の緩和について

<視察概要報告>

1. 山口県宇部市

◆市 勢

- *市制施行 大正10年11月1日
- *人 口 164,695人(R1.6.30)
- *世帯数 79,399世帯
- *面 積 286.65km²

◆対応者

宇部市 地域エネルギー・バイオマス産業都市推進グループ
(山口うべ竹エコシステム協議会事務局)
三輝トラスト株式会社

◆概 要

- 山口うべ竹エコシステム協議会について
- 竹資源活用の取り組みについて

《説明概要》

- ・宇部市竹関連事業の取組について
- ・竹の利活用の課題と展望
- ・現地視察

◆考 察

【委員長 中 村 健 二】

竹林の有効活用に「山口うべ竹エコシステム協議会」を設立。タケノコのブランド化、美しい竹林、バイオ発電を重点に循環型システムができており、安来市に於いても大いに参考にして取り組みたい。

三輝トラスト(株)では現場での視察で詳細に説明を受けた。2016年4月設立、森作り・里山作り・地域作りを理念として天然素材での循環型社会を目指すと話された。

竹林は宝の宝庫で新しい使い方拡大中と熱っぽく説明された。しかし、収集や未利用材指定等バイオマス燃料にはFIT契約が必要と話された。また、衛星データを活用して竹林の位置の確認等で作業効率アップに取り組まれている。



安来市での状況は、ブランド化の島田地域でも荒廃が進んでおり、早急に対策を行う必要を痛感した。現場での竹の粉碎の実演では、騒音対策が重要と感じた。

【副委員長 金山満輝】

宇部市及びその近郊に位置する竹林の有効利用について、新たな循環システムの構築を図るとともに、地域の活性化や所得向上、雇用の創出、竹を活用したエネルギーの推進について、県や市、関係者等が一体となって取り組むため、2016年「山口うべ竹エコシステム協議会」を設立した。

宇部市の支援制度としては、竹林整備推進事業(タケノコの生産拡大に向けた竹林整備)また国からの森林環境譲与税 1,100 万円のうち 250 万円を利用して、繁茂竹林対策整備事業、竹林整備搬出支援事業、竹林作業道整備事業等に支援するとの説明であった。

安来市にも森林環境譲与税が交付される。竹林所有者の高齢化、後継者不足。所有者により管理ができる竹林はまだしも、所有者不明の竹林、境界線の実測不可、伐採不可が隣接する森林の荒廃をもたらす。三輝トラストも竹材の活用課題として竹材の収集の難しさや出荷先の少なさを問題視されていた。

放置竹林からの搬出手段の構築をいかにすべきか、竹材供給システムをいかに地元に持ってくるのか、考えさせられた。

【委員 佐伯直行】

安来市の「木」でもある竹は、現在も全国的に見ても荒廃竹林の解消と竹資材の活用は竹林を所有される所有者にとって大きな悩みでもあります。今回訪問しました宇部市でも同様であります。また、竹の種別、その利用範囲は非常に多くあることを知りました。食料から洗剤・脱臭剤・塗料・燃料・工芸品・楽器・タオル・紙製品・飼料・土壌改良剤・養殖筏材、そして現在開発中の竹ストローと非常に幅広い用途があることを認識しました。

山口県の竹林面積は全国4位の面積であり、中でも宇部市では2016年に「山口うべ竹エコシステム協議会」が設立され、これまでにタケノコのブランド化や隣市の山陽小野田市



に建設されるバイオマス発電所への竹材の供給や竹資源の利活用をテーマにした様々な展開をされておられ、国の指定を受け、地域エネルギー・バイオマス産業都市推進グループ・6次産業推進課他、地域振興での観光・グローバル推進課があり平成29年3月に認定を受けその活動が活発に行われており非常に感心を致しました。中でも伐採された竹を資源として有効活用の取り組みで世界初となる竹を燃料として専焼する竹バイオマス発電所に関与する「三輝トラス

トKK」を訪問し竹材伐採から森林整備に至るお話と現場を視察させていただき安来市での課題の一端を考察いたしました。

【委員 永田 巳好】

市の担当より資料に基づき説明を受け、宇部市、県の支援制度は、今年度よりはじまった森林環境譲与税を含め4つの事業への支援制度の取り組みであったが、各事業に対し、市としてそんなに大きな財政負担もなく、これなら安来市でも対応できる事業もあると思いました。

三輝トラスト株式会社では、竹材伐採の実績、伐採後の管理、今後の課題など現場にも行って説明を受け、会社の主な取り組みとして、竹林伐採、バイオマス発電所への燃料供給、竹パウダーの販売などをお伺いし、会社もまだ新しく過剰投資とならぬように機械も中古を利用され、この業種はまだ行政の手助けが必要だと話しておられ、安来市においても今後は必要であるが、簡単にできない業種であると確認しました。

【委員 石倉 刻夷】

竹林の有効利用のため、平成28年に県、市、関係者が一体となって協議会が設立され、諸々の戦略がスタートされている。

事業の構想と、協議会参画団体の役割が明確で、実行企業も平成29年に設立され稼働を開始し、竹の活用方法を進める中で課題を捉え「森林経営計画」を一企業が中心となって取り組まれている実情に今後の実績を期待するものがあつた。

【委員 岩崎 勉】

荒廃竹林解消や竹資源活用は、市の木を「竹」としている本市の竹林状況の改善にとって参考になるため視察にうかがつた。

宇部市では、同市及びその近郊に位置する竹林の有効利用について、新たな循環システムの構築を図るとともに、地域の活性化や所得向上、雇用の創出、竹を活用したエネルギーの推進について、県や市、関係者等が一体となって取り組むために、平成28年に「山口うべ竹エコシステム協議会」を設立。

支援制度として①タケノコの生産拡大に向けた竹林整備に対して全額を補助する竹林整備推進事業を展開。また、森林環境譲与税を活用し②住民の生活を脅かす状態の竹林を地域住民が主体的に整備する経費の半額を補助する繁茂竹林対策整備事業、③森林経営計画区域内においてタケノコ生産又はバイ



オマース資源として、個人で行う竹林整備・伐採・搬出にかかる経費を1トン当たり8,000円補助する竹林整備搬出支援事業、④竹林資源を安定的に供給するため作業道の整備に要する経費の一部を補助する竹林作業道整備事業を開始しているとの説明を受けた。

その後、宇部市内の竹材取扱い業者である三輝トラスト株式会社の上符社長からお話を伺った。海洋汚染につながるマイクロプラスチック発生防止の観点から、カキ養殖の筏で昔のように竹を利用したり、パウダーにして飼料や土壌改良剤としたり、チップにしてバイオマス発電の燃料としたり様々な可能性を秘めている竹材の新しい利活用を開発中とのこと。中でも森林バイオマス制度（FIT）の適用等について「行政としっかり連携していかないと、竹に関する事業は成り立たない」との言葉が印象的だった。行政が工夫し、よく考えている姿が見えた。

現場事務所を訪れると大型重機があり、チップパーが竹を裁断する時の音の大きさには驚かされたし、チップパーから出てきた竹は一定の大きさに裁断されて独特の香りを放っていた。

本市においても、荒廃竹林の対応はもはや個人レベルで出来る状態ではなく、経済活動として成り立つよう行政がサポートしていく必要性を感じた。

【委員 岡本 早智 雄】

山口県は竹林が全国4位の面積で近年の放置状況により、様々な問題がおこっている。そういった中で、宇部市は山口うべ竹エコシステム構築推進事業や森林環境譲与税を利用した竹林整備事業など、市独自の竹林整備を実施していた。竹林に対して多くの事業を市単独で実施していること自体、大きな地域課題となっていることと感じられた。また、財源として森林環境税を竹林に使うというのは斬新であると感じるとともに、逆にそういった使途でも市民の理解を得られるということも竹林に関する意識の違いの証左では無いかと感じた。



安来市においても宇部市と同様な問題が内在していると思われるが、現在そこまで大きく取り上げられてはいない。そういった意味で今後同じ問題を解決する上で非常に参考となった。

また、木質バイオマス発電等、竹材の利用については、山口県に比べ島根県はまだそれほど盛んでないことを考えれば、竹をどう扱っていくかということも含め、森林整備計画のあり方をどうあるべきか考えなければならないのではないかと感じた。

2. 岡山県高梁市

◆市 勢

*市制施行	平成16年10月1日
*人 口	30,374人(R1.6.30)
*世帯数	14,544世帯
*面 積	546.99km ²

◆対応者

高梁市 産業経済部建設課

◆概 要

○道路維持管理作業報奨金について
《説明概要》

- ・制度の概要
- ・道路種別ごとの予算額、事業実績

◆考 察

【委員長 中 村 健 二】

安来市でも今年から制度ができたが、高梁市では対象に市道だけでなく農林道も含めた経緯等を質問した。高梁市は約547km²と広大な面積であり、市道及び市道に準じる農林道の同一路線の草刈作業を年2回以上実施で100m（両側）当たり1,500円交付。

今後安来市においても見直しを検討すべきと感じた。なお保険は掛けていなく、あくまでも自己責任との説明だった。

【副委員長 金 山 満 輝】

高梁市は総面積547km²、市道延長1,511km（2,021路線）で市道を直営で管理することは

困難であるため、地域の道は地域で守るとの奉仕活動として行う道路（市道、市道に準じる農道、林道）の維持管理作業（草刈、側溝清掃）に対して報奨金を支給。

平成31年度道路維持管理予算94,982千円、草刈関連41,012千円（土木業者、シルバー人材センター草刈業務委託料28,000千円）、支給対象として各地域の町内会等の団体が、同一の道路区間で草刈や側溝清掃作業を年度内に2回以上実施することとあった。支給額は単独町



内会の場合、作業延長 100m あたり 1,500 円、他町内との共同の場合は作業延長 100m あたり 2,000 円（例：新見市 1,000 円/100m、さぬき市 3,000 円/100m）。

問題点としては、過疎高齢化により地域での活動自体が困難となり、保安のためのガードマンもなかなか確保しにくいとのことであった。

安来市においても地域の道は地域で守る奉仕意識と「道路上のゴミ、転石等の除去、路面清掃」「道路側溝の堆積土、落葉、ゴミ等の除去」をどのようにするのが問題点かなと思われた。

【委員 佐伯 直行】

安来市でも今年度より地域の道路環境の保全活動を推奨することを目的として、自治会などの団体が行う道路の草刈活動を手数料として支援する制度が始まりました。ただ、すべての市道が対象ではなく、まちなかの市道や民家に接する市道や民家への進入路などは対象外です。高梁市は備中松山城の城下町でもあり、また、全国の山城の中でも「天守の残る唯一の山城」でもあることへの自負からか「地域の道は地域で守る」との奉仕活動が指針に掲げられ美化活動に取り組みをされている現状を研修しました。

高梁市の市道延長は安来の 900 km より多く 1,500 km です。道路維持管理だけでなく市道に面する側溝清掃、また、市道に準じる農道や林道の草刈まで範囲を広げてあり先述した誇りが感じられました。

【委員 永田 巳好】

安来市も今年度より不特定多数の者が往来し草などの繁茂により安全な通行に支障をきたすおそれのある市道に対して、自治会などの団体が行う道路の草刈活動に手数料として支援することになったので、いち早く事業の取り組みをしている高梁市に問題となる点などをお伺いしました。

高梁市、安来市においても、現在はなんとか市民の協力でなっているが、人口が急減している自治体ほど高齢化が進み、この事業に対しても将来は対応できなくなると思うので、このような自治体に対して、国は早く財源計画を出すべきと思います。

【委員 石倉 刻夷】

制度や農林道への考え方、単価の根拠、直近の実績等参考になった。

報奨金制度の管理路線は全体の 30% 程度で、業者委託、シルバー人材センターの依頼路線が主であることがわかった。なお、市内の自治会 694



に対し 10 戸以下の自治会が 42%の実態に驚いた。複数自治会での取り組み実績が 2 件との説明に課題を感じた。

制度は平成 24 年に施行され、平成 29 年に一部見直しをされていた。人口減、高齢化により維持管理が極めて厳しい現状に「除草剤散布」の発言は苦悩を感じた。

【委員 岩 崎 勉】

平成 16 年 10 月の合併以降、地域により草刈り手数料の対応が統一されていなかった本市は、令和元年度に新たに基準を定めて統一的な対応で、地域住民等での保全活動を支援する安来市市道草刈り手数料の支払いを開始した。

岡山県高梁市は、全延長約 1,500 km の市道を直営で管理することが困難であることから、平成 29 年に道路維持管理作業報奨金制度を設立し、地域の道は地域で守る奉仕活動に対して報奨金の支給を開始していたことから、現地の実態を確認しに訪れた。



同市は、中山間地から山間地に町内会が点在していることから、報奨金支給対象道路に市道だけでなく、農道及び林道のうち市道に準じる生活道路としての役割がある農林道も含めていた。支給対象は町内会などの団体とし、同一道路区間内で年度内に 2 回以上実施。支給額は 100m あたり 1,500 円。平成 31 年度草刈関連予算は約 4,100 万円。うち草刈作業報償費予算は 1,300 万円。町内会の数は 694 町内会で内 10 人以下の町内会が 42%を占めていた。

諸々お話を伺っていると、市道を直営で管理することが困難だけでなく、町内会を維持・活性化させるために、草刈報奨金に代表されるような各種報奨金、例えば、ごみ減量化協力団体報奨金、支え合い奨励金などの町内会支援制度を作り地域に活力を取り戻す取り組みだと認識した。課題は、過疎高齢化により地域での活動自体が困難となっていること。

人口が減少し続ける中山間地、人口は増加しても人間関係が希薄な市街地。それぞれの地域の活性化が課題とされる、本市の町内会支援の在り方を考える有意義な意見交換ができた。

【委員 岡 本 早 智 雄】

市道管理において、全延長 1,500 km のうち、半分の約 760km を町内会、地元団体による市道維持管理が行われているとのこと。また、別に市長が定める農道林道も対象となること。しかも、その作業内容は年 2 回の草刈りと水路等の管理も含むとのこと。こうい

った事業をその作業レベルで地域の方々で実施できていることに非常に驚きを覚えた。

また、市内で 600 を超える町内会があるとのことで、それらを維持していくための方策についても様々な事業を行なっておられるとのこと。市内のほぼ全域が中山間地であることを認識した中で、人口対策等を含め、非常に腹の据わった施策を実施しておられるように感じた。

安来市においても面積的にはほとんどが中山間地域である。そういった地域で住んでおられる市民の皆さんに関して、どう暮らし続けていけるようにするのか、安来市にとっても非常に大きな課題がある中で取り入れる事柄が多いのではないかと感じた。

3. 鳥取県鳥取市

◆市 勢

*市制施行	明治 22 年 10 月 1 日
*人 口	187,416 人(R1.6.30)
*世 帯 数	80,210 世帯
*面 積	765.31 km ²

◆対応者

鳥取市農業委員会

◆考 察

【委員長 中 村 健 二】

農地取得の下限面積については、安来市議会でも何度も提案がされた経緯があり、鳥取市では 50、40、30、20、10 a と平成 29 年度第 8 回鳥取市農業委員会総会で審議で変更になったと思っていた。実際には平成 16 年 11 月の合併時からすでに、各自治体の下限面積の調整ができており制度が引き継がれたとの説明を受けた。

一方、安来市では旧安来市は 50 a、旧伯太町、広瀬町は 30 a を 50 a に統一した経緯があり、安来市でも現状に沿った見直しが必要と感じ、関係部署との議論を行いたい。

【副委員長 金 山 満 輝】

国の農業施策は、農作物の国際的な自由化の波と共にコスト安と農地の集約方向にある。同時に、農業にあっては高齢化、後継者不足を抱え地域の保全管理に悩む中山間地等のような現状があることは事実でもある。

平成 16 年、新生安来市は農地の権利取得等の下限面積、旧安来市 50a、旧広瀬町 30a、旧伯太町 30a だったものを 50a に統一して今日に至る。他方、議会の中には中山間地にあっては 50a 以上の耕作面積の確保は現実的には難しいのではとの意見もある。

鳥取市で地区ごとに 10a 刻みで下限面積を設定（例：用瀬町 中山間地 40a、53 号線沿い 30a、旧役場周り商店沿い 10a）した経緯は、平成 16 年の鳥取市合併時に各地区で協議

をし、地域の状況によって設定し県知事の認定を受けたとのことだった。

島根は恵まれすぎ、保守的であったのかもしれない。

【委員 佐伯 直行】

初めに「住みたい都市全国 No. 1」そして、「外国人から見た最も訪れたい都市全国 No. 1」と紹介されました。

現在農地法に定められている農地の取得について下限面積は取得後の面積の合計は 50a と定められています。近年、耕作放棄地が多く見受けられる現状は市街地に住まれる方が畑地を求められるケースがある中で農地の面積の緩和が安来市でも考慮する時期にきていることから、先進的に取り組みがされている鳥取市の農業委員会の現状をお聞きしました。



ただ、この問題は農林水産省令で 50a 以下の下限面積が H21 年 12 月施行の改正農地法により各農業委員会単位の審議で決定が可能となっており鳥取市の場合、10a～50a と各地域の実状により設定されていると説明を受けました。特に面積の緩和により農地の集約や集地が図られたこと、また、農地を借りて農業をされる方が増えてきていること、その数は年間 1,000 件近くの相談があり、大型農地を小割してリースで農業をされるケースが多くなっている状況と報告され、今後安来市でも農業委員会での調整と議論を深め様々な課題に対する条件整備を行う必要性を感じました。

【委員 永田 巳好】

鳥取市は、農地取得の下限面積は合併時の自治体の下限面積をそのまま引継ぎした経過があり、現在、問題はないとのこと。

安来市は合併前は旧広瀬町、旧伯太町では 30a で旧安来市は 50a であったが、合併により下限面積を 50a に統一。合併後、各自治体においても下限面積の緩和があり、今後、議論も必要かもしれません。

【委員 石倉 刻夷】

下限面積は合併協議で議論され、旧市町村の経緯を尊重され今日に至っていることに納得した。

利用権設定による借地耕作者が多いことが 3 条による実績がないことに連動していると思われる。

平成 30 年 3 月に「農地付き空き家」制度が設定されたが、実績は 0 であった。

【委員 岩 崎 勉】

本市では、耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合は、取得後において 50a（下限面積）以上の耕作面積を確保することが必要とされており、農業生産活動に新規参入するときの障壁になっているとの指摘がある。このため下限面積とは別に、別段の面積として定めている鳥取市農業委員会へ視察に訪れた。

まず、地区ごとに 10a 刻みで下限面積を設定した経緯については、センサス結果を基に合併前の各農業委員会で大字ごとの状況を踏まえて合意が形成され、平成 21 年の法改正により農業委員会で決定できるようになったとのこと。

また、緩和に対する農家の反応については、今まで下限面積が問題となったことはなく、面積拡大しようとする生産者は、利用権設定をして貸借を進めていると説明を受けた。

お話を伺っていて、営農を開始・拡大していくうえで農地を所有するのではなく、借りるものとの考え方が強かったことと、地域での話し合いがしっかりと行われ合意形成がされたうえで物事が進められているので、後から問題が出てこない。個々には様々な課題があるように伺ったが、日頃からの話し合いと農地に対する意識を変えていく必要性を感じた。

【委員 岡 本 早 智 雄】

農地取得の下限面積を 10a とする地域があるなど、地域ごとに取得できる下限面積を設定されていた。しかしながら、これは UI ターン者等が家庭菜園などを含め、気軽に農地取得し易くするためではなく、地域によっては、もともと全体の農地が少ないため、個々の住民が所有している農地が実質少ないような場合は、実情に応じて、その地域における取得できる下限面積を少なくしている場合があるだけで、農地法で定めている農地を農地として守る考え方となんら矛盾するものではなかった。

したがって、そういった考えのもとで施策展開されておられるゆえに、1a から空き家と

セットで農地取得できるようにも設定もされているが、実際は誰でも簡単に農地取得ができている訳ではないとのことであった。

そういった意味では下限面積が多かろうが少なかろうが、その農地を取得し管理する者がその農地を農地として守っていくことについて、その責任の所在も含めどうしていくのかということをしつかり議論していかなければ、簡単に整理出来ないのではないかと感じた。

